
「コベカツクラブ」のあり方についての方針
～ 中学校部活動から「K O B E ◆ K A T S U」へ～

2024年12月

神戸市教育委員会

はじめに

中学校部活動は、子供たちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら神戸市においても、少子化による生徒数減少の影響により部活動の種目数が減るなど、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、今後、やむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定されます。

また学校の教育課程外の活動である部活動について、これまで教員が自身の時間を削り、顧問としてわずかな手当だけで支えてきましたが、全国的に教員の働き方が注目され、教員不足が深刻化する中で、教員が顧問を担う現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。

神戸市では、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「K O B E ◆ K A T S U（コベカツ）」を開始します。

子供たちのニーズも大きく変わってきており、「コベカツ」ではこれまで部活動にはなかった種目も含めて、校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選択して活動することで、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値の創出にもつながることを期待します。

「コベカツ」には、これまで地域における文化・スポーツ活動の普及・啓発にご尽力されてきたスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO団体、地域団体をはじめ、幅広く多くの方々にご参画いただき、「神戸の地域クラブ」＝「コベカツクラブ」として多様な活動に取り組んでいただきたいと考えており、本方針を策定します。

本方針をご活用いただき、各クラブの活動内容や運営がより充実・発展することで、「コベカツ」が子供たちにとってワクワクするような活動となるよう願っています。

神戸市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 「KOBEDiamondKATSU (コベカツ)」について	3
1-1. 神戸市における部活動地域移行の考え方	3
1-2. 「コベカツ」の特徴	3
1-3. 「コベカツ」の活動内容	4
1-4. 「コベカツ」の活動主体	4
1-5. スケジュール	5
2. 「コベカツクラブ」について	6
2-1. 「コベカツクラブ」の目指す姿	6
2-2. 「コベカツクラブ」の登録	6
2-3. 活動方針の策定	6
2-4. 活動計画の作成	7
2-5. 効果的な指導	7
2-6. 活動報告等	7
2-7. 適正なスタッフ等の配置	8
2-8. 教員の兼職兼業	8
2-9. 事故の防止及び健康管理	9
2-10. 休養日及び活動時間	9
2-11. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	10
2-12. 指導者研修	11
2-13. 「コベカツクラブ」に参加するための移動方法等	11
2-14. 中学校施設の利用	11
2-15. 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加	12
2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	13
2-17. 保険の加入	13
2-18. 個人情報の取り扱い	13
2-19. 登録の取り消し	13
3. 神戸市教育委員会等の関わり	14
3-1. 神戸市教育委員会の関わり	14
3-2. 学校の関わり	14
4. その他	14

1. 「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」について

1-1. 神戸市における部活動地域移行の考え方

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「K O B E ◆ K A T S U (コベカツ)」を開始します。

1-2. 「コベカツ」の特徴

- ①地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供します。
- ②子供たちは学校の枠を越えて、子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ③大人の価値観を押し付けることなく、「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子供たちの意向を尊重します。
- ④活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行った上で登録します。
- ⑤「コベカツ」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

「コベカツ」コンセプト

- ◆ 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ◆ これまでの部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- ◆ 子供たちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません。

〔参考〕部活動と「コベカツ」の違い

	部 活 動	「コベカツ」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教員、部活動指導員	多様な人材、希望する教員(兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

1-3. 「コベカツ」の活動内容

「コベカツ」は、アンケート等で把握した子供たちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含まれます。技術の向上を目指す活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類（実施主体）		活動の主な目的	特徴	
民間 クラブチーム	選手コース 普及クラス	民間	競技力向上 技術向上	資格を有した指導者等による 専門的指導
教室・講座	文化・スポーツ 教室	民間	技術・技能向上 趣味	資格を有した指導者等による 専門的指導
「コベカツ」	技術・技能向上を目指す クラブ	多様な 活動団体	技術・技能向上	競技経験のある指導者等による 専門的指導
	スポーツ・文化活動に親し むことを目的としたクラブ		機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
	レクリエーションクラブ		趣味を楽しむ 多様な交流	

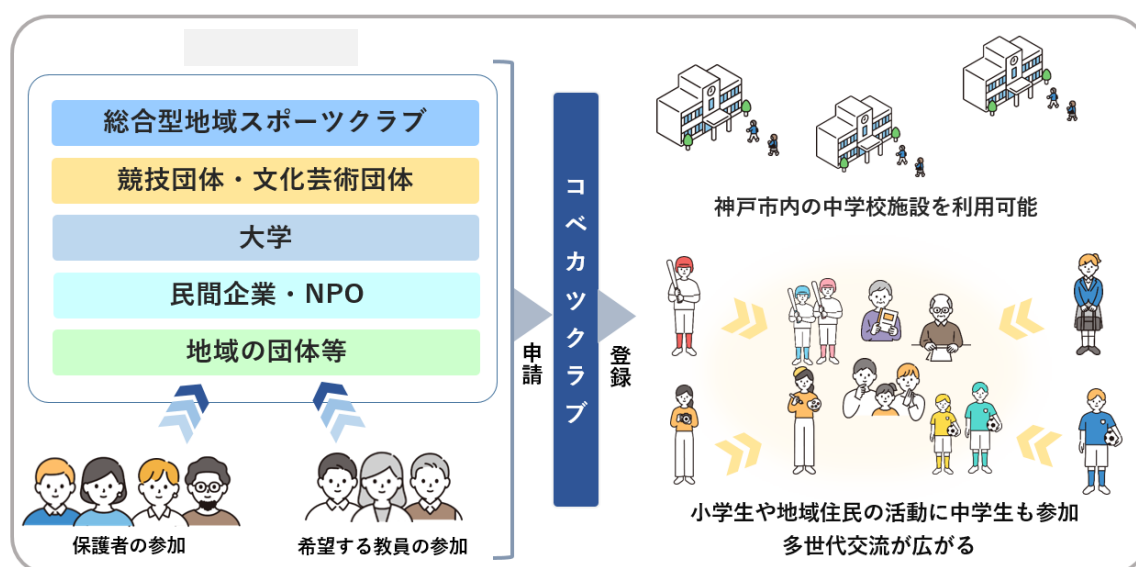
※指導する活動だけでなく、地域の方や保護者の見守りのもとで実施する活動も含まれます。

1-4. 「コベカツ」の活動主体

「コベカツ」では、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が、神戸市教育委員会の登録を経て活動主体（コベカツクラブ）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

また、希望する教員にも参加いただけます。（兼職兼業）

地域の保護者や部活動OB等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力した上で、活動主体として申請いただくことも可能です。

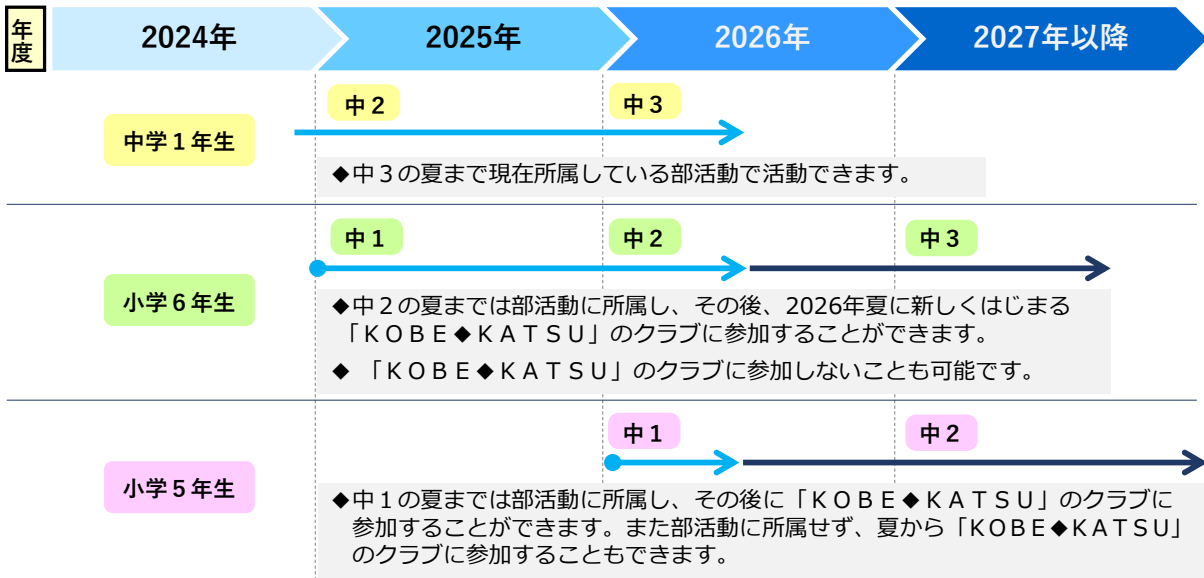


1-5. スケジュール

2024年度の中学1年生が3年生になって概ね部活動を引退する。2026年8月末をもって部活動を終了（一部の種目では柔軟に対応）し、2026年9月から「コベカツ」を開始します。なお、施設・設備等で部活動と競合しない活動など、準備が整った一部の活動については、先行実施できるよう取り組んでいきます。



〔参考〕移行期間における対応



2. 「コベカツクラブ」について

2-1. 「コベカツクラブ」の目指す姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「コベカツクラブ」とし、その活動は以下の3つを目指すものとします。

- (1) 子供たちが主体的に活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。
- (2) 子供たちが安全に活動でき、学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子供たちの健やかな成長につながる。
- (3) 子供たちをはじめとした参加者が、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことにつながる。

2-2. 「コベカツクラブ」の登録

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会に登録申請を行い、審査・登録を経て、中学生にスポーツや文化活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「神戸市中学校部活動の地域移行におけるコベカツクラブ募集要領」に基づいて行うものとします。また、登録は年度ごとの更新制とします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

2-3. 活動方針の策定

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、活動方針を策定するものとします。
- ②活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費（参加費）」「定期的（少なくとも年1回以上）な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計各1名」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- ④「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、活動方針を神戸市教育委員会へ提出するものとします。

2-4. 活動計画の作成

- ①「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮した上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。
- ②活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

2-5. 効果的な指導

- ①「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、それぞれのスポーツ・文化活動の特性を踏まえた効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- ②「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取り組みを進めるとともに、神戸市教育委員会が実施する研修（2-13.参照）を受講するものとします。また参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより、参加者を支援するものとします。
- ③「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、参加者の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。

2-6. 活動報告等

- ①「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会に登録の更新を行う際に活動実績を報告するものとします。
- ②神戸市教育委員会は、「コベカックラブ」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会の指導助言に従うものとします。

2-7. 適正なスタッフ等の配置

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など3名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。また、原則として大学等の学生だけでスタッフを構成することはできません。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、神戸市教育委員会と協議するものとします。
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が、複数の「コベカツクラブ」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「コベカツクラブ」で指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、神戸市教育委員会と協議するものとします。
- ③指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- ④「コベカツクラブ」として、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- ⑤「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

2-8. 教員の兼職兼業

- ①「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、教員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- ②神戸市の教員が兼職兼業によって「コベカツクラブ」に従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、神戸市教育委員会に許可を得る必要がありますので、必ず確認するものとします。（他市町の教員についても同様）
- ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

2-9. 事故の防止及び健康管理

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- (1) 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに中学校又は神戸市教育委員会に報告する。
- (3) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- (4) 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5) 使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (6) 使用する施設のどこにAEDがあるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努める。
- (7) 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、可能な限り速やかに神戸市教育委員会に報告する。

2-10. 休養日及び活動時間

- ① 「コベカックラブ」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- ② 「コベカックラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、各校の施設状況等を踏まえるものとします。
- ③ 「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。

- ④夏休みなど長期休業中は、別途調整を行うものとします。
- ⑤生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないものとします。
- ⑥中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- ⑦上記のほか、参加者が他の活動（学習活動等）を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

2-1 1. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取り組みを機会あるごとに行うものとします。

スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
〔例〕
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
- (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成25年5月 運動部活動での指導のガイドライン」より

2-12. 指導者研修

「コベカツクラブ」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、神戸市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

- (1) 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- (2) 安全管理
- (3) 熱中症予防
- (4) ハラスメント防止

2-13. 「コベカツクラブ」に参加するための移動方法等

- ① 「コベカツクラブ」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- ② 「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- ③ 「コベカツクラブ」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- ④ 「コベカツクラブ」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合は、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。
- ⑤ 「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

2-14. 中学校施設の利用

- ① 「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し、神戸市教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議の上、決定するものとします。

-
- ②「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、神戸市教育委員会が定める方法により、教育長の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。
 - ③「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。
 - ④「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
 - ⑤中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできませんが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとします。
 - ⑥中学校施設内は、禁煙・禁酒とします。
 - ⑦そのほか、中学校施設の使用にあたっては、別途定める「コベカツにおける中学校施設の使用に関する規程」（今後策定予定）を遵守するものとします。
 - ⑧教育長は、「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができます。

2-15. 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加

- ①中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、地域クラブとして認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照してください。

【兵庫県中学校体育連盟ホームページ】

<https://www.hyogo-sports.jp/federation/>



- ②吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、兵庫県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>

【兵庫県吹奏楽連盟ホームページ】

<https://www.hyogokensuiren.com/>



- ③そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「コベカツクラブ」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。「コベカックラブ」としての活動は、営利を主目的としないものとします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

2-17. 保険の加入

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関する保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

2-18. 個人情報の取り扱い

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

2-19. 登録の取り消し

「コベカックラブ」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、神戸市教育委員会の指導に従わない場合には、神戸市教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことができます。

3. 神戸市教育委員会等の関わり

3-1. 神戸市教育委員会の関わり

- ①神戸市教育委員会は、「コベカックラブ」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- ②神戸市教育委員会は、「コベカックラブ」の安全な活動の実施に向けて下記の取り組みを行います。
 - (1) 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、研修を実施します。
 - (2) 神戸市の関係部署と連携し、「コベカックラブ」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- ③神戸市教育委員会は、「コベカックラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- ④神戸市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、「コベカックラブ」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

3-2. 学校の関わり

- ①学校は、当該校の生徒の「コベカックラブ」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて「コベカックラブ」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- ②学校は、当該校の施設を使用する「コベカックラブ」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。
- ③学校は、当該校の施設を使用する「コベカックラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行うものとします。

4. その他

神戸市教育委員会は、国において部活動の地域移行に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。